

要配慮者利用施設事業者説明会について

説明会実施要領

1 日程及び会場

【東部地区】日時：平成29年5月24日（水）午後1時から午後3時まで

場所：県庁講堂（鳥取市東町一丁目）（定員 300 人）

【中部地区】日時：平成29年5月30日（火）午前10時から午前12時まで

場所：中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町）（定員 120 人）

【西部地区】日時：平成29年5月29日（月）午後1時から午後3時まで

場所：西部総合事務所講堂（米子市糺町）（定員 165 人）

※各会場の定員は記載のとおりです。各法人あるいは各施設管理者1名程度の出席をお願いします。

正味の説明時間は、一時間半程度です。

2 内容

（経緯・目的）

平成27年9月の関東・東北豪雨災害では、鬼怒川における堤防決壊に伴い、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲の浸水が発生し、これらの避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生。また、平成28年8月には相次いで発生した台風に伴う豪雨により北海道で堤防決壊、東北地方で氾濫被害が発生。特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど痛ましい被害が発生した。これは、避難準備情報の意味が施設管理者に理解されておらず、また避難マニュアルがなかったため、避難行動に踏み切れなかったことも原因であり、施設利用者や住民の水害に対する警戒・避難情報等に関する理解を促進し、適切な避難につながる取り組みを進めることが急務となっている。

（説明内容）

- ・ 気象情報、防災情報の入手方法、洪水浸水想定区域図やハザードマップの見方、避難情報の意味、災害時の利用者の適切な避難について
- ・ 各施設における、避難確保計画の策定・改訂及び訓練の実施促進について
- ・ 水防団（消防団）や地域住民との連携等、風水害対策の促進について

3 説明対象者

- ・ 要配慮者利用施設管理者・防災担当者（学校、社会福祉施設、病院・診療所）
- ・ 市町村防災担当者 等

4 説明者

- ・ 国土交通省中国地方整備局（30分）
- ・ 気象庁鳥取地方气象台（30分）
- ・ 鳥取県危機管理局、県土整備部（30分）